

# 北海道立特別支援教育センター運営懇談会公開規程

(平成28年12月9日北海道立特別支援教育センター所長決定)

## (趣旨)

第1条 この規程は、北海道立特別支援教育センター運営懇談会の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、北海道立特別支援教育センター所長（以下「所長」という。）が会議を公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 前項により会議を公開することが適当でないと認めたときは、その理由を別途明示するとともに、議事要旨又は会議結果を公開するものとする。

## (会議開催の周知)

第3条 所長は、会議の開催に関し、開催日前15日までに北海道立特別支援教育センター（以下「特別支援教育センター」という。）の庁舎への掲示及びホームページにより、日時、開催、場所、協議等の案件及び傍聴の可否等について周知するものとする。ただし、急を要する場合は、その期間を10日まで短縮することができる。

## (傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ別記第1号様式による傍聴申請書を当該会議開催前5日までに、特別支援教育センター庶務課に送付し、別記第2号様式による傍聴者証の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴者証の交付を受けた者は、会議当日、指定された時間までに当該傍聴者証を係員に示し、その指示に従い傍聴席に着かなければならない。

3 傍聴者証は、受付順により30人に限り交付する。ただし、報道関係者、道職員等で所長が特に必要があると認めた者については、傍聴者証を交付しないで傍聴を許可することができる。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者。
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (3) 前2号のほか、所長において傍聴を不相当と認める者。

(傍聴者の守るべき事項等)

第6条 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 帽子、外とうの類を着用すること。
- (3) 飲食、喫煙すること。
- (4) 私語、談話、拍手等をする事。
- (5) 携帯電話を使用すること。
- (6) 議事に批判を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。
- (7) 写真、映画等を撮影し、又は録音すること。

ただし、特に所長の許可を得たときはこの限りでない。

- (8) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をすること。

2 傍聴者が前項の規定に違反したときは、所長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

3 傍聴者は、控室で傍聴者心得(別記3号様式)の説明を受け、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

(その他)

第7条 前条の規定に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、所長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年度に開催する会議から適用する。